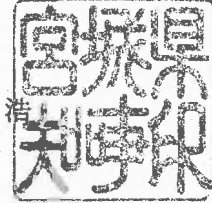




環 対 第 3 0 9 号
令和4年10月14日

経済産業大臣 西村 康稔 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境影響評価準備書に対する意見について (通知)

令和4年4月12日付けで東北電力株式会社取締役社長及び株式会社 GF 代表取締役から送付のありました標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第20条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の13の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 佐々木

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、刈田郡七ヶ宿町において、最大で総出力 58,800kW 程度（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備 17 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の大部分が水源かん養保安林に指定されているほか、砂防指定地などの災害リスクの高い地域が含まれており、事業の実施による周辺の自然環境に対する影響が懸念される。

このため、事業者は準備書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 森林機能の保全について

事業区域の大部分が流域保全上重要な水源かん養保安林に指定されている。このため、建設工事に係る土地の改変は必要最小限に留め、保水（用水確保及び洪水緩和）及び水質浄化等の森林機能の支障とならないよう適切に配慮すること。

(2) 環境保全措置の実施について

事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、環境影響の一層の回避・低減に努めること。また、環境影響評価項目として選定しなかった環境要素に対する影響について軽減に努め、その内容について評価書において具体的に記載すること。

(3) 追加的な環境保全措置の検討

他事業との累積的な環境影響など予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査や環境監視を適切に実施し、その結果を公表するとともに、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。

(4) 新たな事実が判明した場合の措置

環境への影響に関して重要な動植物の生息や生育などの新たな事実が判明した場合においては、速やかに関係機関と情報を共有し、必要に応じて追加調査を行い、適切な措置を講じること。

(5) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する七ヶ宿町及び関係者に対して、環境影響に関する情報についてわかりやすい内容となるよう根拠となる数値を詳細かつ具体的に示すよう努めるとともに、積極的に提供し、理解を得た上で事業を進めること。特に、周辺地域住民等に対し、当該事業に係る環境の保全の見地からの疑問が寄せられた場合には、速やかに住民説明会を開催する等の対応に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音及び風車の影による影響

イ 「沿道1」地点における工事用資材等の搬出入及び「環境1」地点における建設機械の稼働に伴う騒音レベルの増加分が、生活環境に与える影響は大きい。一方、実行可能な環境保全対策を踏まえ、安易に「実行可能な範囲で低減が図られている」とはせず、地域の実情に配慮し、住民目線で評価の結果を丁寧に伝えること。

ロ 工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果において、低減策である「乗合の促進」の有無による二段階の予測結果とする等、低減策を適切に評価に反映した記載に見直すこと。

ハ 風車の音による健康影響が不確実であることを踏まえ、施設の稼働に伴う将来の騒音の予測において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）のみの評価とせず、「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」（WHO 欧州事務局、平成30年）に基づく予測結果も併記し、勧告値を超過すると予測された結果等を明確に記載した評価とすること。また、施設稼働後に影響が確認された場合の対策についてあらかじめ検討すること。

ニ 最寄りの住民に対して、風車の影による影響の低減対策として高木を植林する等を検討し、施設稼働後の影響をあらかじめ説明すること。

(2) 水環境に対する影響

イ 沈砂池 A19 と沈砂池 B2 からの排水が下流の沢の濁度に影響するため、適切な集水域を考慮した上で、沢へ直接放流せず、道路側溝へ放流する等、排水設備を再検討すること。

ロ 沈砂池などの排水施設について、位置、構造及び維持管理計画を評価書に示すこと。また、必要に応じて沈砂池を追加で設置する等の環境保全措置を講じること。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 風力発電設備（T17）は、事業区域の北部に位置する土砂災害警戒区域等（土石流）に指定されている溪流（坂の下沢）の流域に対して、土砂災害リスクを高める可能性が高いため、十分注意して設計・施工にあたること。

なお、施工にあたっては、水みちや斜面形状を十分に把握した上で、当該流域への土砂流出を防ぐ万全の措置を講じること。

ロ 事業区域に多くの地すべり地形が存在するため、移動体の上に風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）を設置する場合には、あらかじめ地盤の安定解析等を行い、風力発電設備等の構造や配置又は位置・規模は十分に安全側での評価が得られるものとする。

(4) 動物に対する影響

イ 餌動物が緑地に誘引されることによる希少猛禽類のバードストライクやバットストライクを防ぐため、ヤードを緑化せず、砂利敷き又はチップ敷きとすること。また、ヤードではない平場は猛禽類の餌狩場とならないように配慮しながら、早期の森林復旧（高木林化）に努めること。

ロ コウモリの短時間のLEDライト調査では飛翔を確認できなかったため、事業着手前の8月から9月にかけてコウモリの幼獣が飛翔する時期に、事業区域東側のブナの天然林近傍において集中的に追加調査を実施し、必要に応じて防除対策及び衝突防止対策を講じること。

ハ 高さ50mにおいて、カットイン風速より強風時でも50%程度のコウモリの飛翔が確認されているため、あらかじめ遠隔操作によるカットイン風速のアップ及びフェザリング導入可能な機種を選定をするなど環境保全対策を講じること。

さらに、工事着手前の調査において希少なコウモリの飛翔が多く確認された場合は、超音波発信機等による軽減措置も講じること。

ニ 行動範囲の狭い生物にとって、広い範囲を考慮した評価結果は適切ではないため、調査結果を適切に解析し、影響が出る生物については正しく予測及び評価すること。

(5) 植物に対する影響

イ 改変区域の植生の復元に当たっては、「生態系被害防止外来種リスト」（環境省）等を参考とし、外来種の侵入が起りにくいような種及び管理方法とすること。特に、種子の選定にあたっては、地域性種苗の利用等を前提とし、在来種であっても自生個体との交雑が起らないよう遺伝的攪乱の防止に配慮すること。

ロ 希少種の個体群には、改変区域から十数mの近距離に位置するものもあることから、施工時に生育地に攪乱が及ばないように道路を迂回させるとともに、施工後の生育地の環境変化（日照環境及び水環境等）が起らないように配慮すること。

(6) 生態系に対する影響

イ 施設稼働後、沈砂池を湛水すると、新たな水辺の動植物が定着する可能性があるため、水が浸透しやすく、長期間溜まらない構造とし、事後調査を実施すること。

また、沈砂池の設計に際しては、元の地形を考慮して排水方向を再度検討する等、より影響の少ない方法を評価書に示すこと。

ロ 風車の周囲約250メートルの範囲を小鳥が利用しなくなるという知見があるため、事後調査として同じ地点で縄張記図法による調査を実施すること。また、事後調査において小鳥が急激に減少した場合、昆虫の糞量調査又は木の枯損量調査を追加で実施し、生態系の事後調査を完結させること。

ハ 今後、事業区域周辺の人工林の伐採によって希少猛禽類が風力発電設備付近に誘引される可能性があるため、供用期間中は周辺の林業者と協調し、風力発電設備の周囲 500m 程度までの伐採を行わず、風力発電設備等からより離れた場所で伐採を行って餌狩場を創出する等、猛禽類の保全と林業を両立させる体制づくりを行うこと。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

予測地点「きららの森（七ヶ宿オートキャンプ場）」における予測結果について、騒音の予測地点「環境1」との比較だけでなく、テントやキャンピングカーなどの遮音性能を考慮した評価とすること。

また、「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」(WHO 欧州事務局, 平成 30 年)において、自然保護区等の静穏さが求められる野外環境について「既存の静穏な地域は守られるべきであり、自然の背景音と騒音の比は低く保たれるべきである」と述べていることを鑑み、キャンプ場に必要な静穏さが十分保たれるよう配慮すること。

(8) 廃棄物の減量化及び再資源化の推進

廃棄物の保管場所や残土の仮置き場については、飛散、流出のほか、濁水の発生を防止するための措置を確実に実施し、適切な管理、処分に努めること。

(9) 温室効果ガスの削減に向けた検討

風車の周囲約 250 メートルの範囲を小鳥が利用しなくなった場合に、昆虫が増え、立木の枯損等の被害が生ずるおそれがある。このため、事後調査では枯損量を踏まえた CO₂ 削減量の評価とすること。

(10) 放射線の量による影響

施工時にはホットスポットを考慮し、掘削した土壌の比放射能を測定し、放射線管理をすること。

(11) その他

事業区域北部に生息する希少猛禽類について、周辺で計画されている（仮称）七ヶ宿陸上風力発電事業との累積的な影響が懸念されるため、後発事業者が累積的な影響を予測できるよう調査情報を提供する等、協力すること。